

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなぎの役員の報酬、手当、旅費並びに評議員会の評議員の手当及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬及び手当

(常勤理事の報酬)

第2条 常勤である理事長及び理事（以下「常勤理事」という。）の報酬は月額給とし、本俸は、理事会によってこれを決定する。また、役職に応じた役職手当を支給する場合も理事会によってこれを決定する。

- 2 前項の報酬月額のほか、通勤手当、賞与手当を支給する。
- 3 前項の通勤手当の月額は別に定める職員の賃金規程に準じる。
- 4 第2項の賞与手当は職員の例に準じる。ただし、理事会の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(役員及び評議員の手当)

第3条 常勤理事以外の理事及び常勤でない監事に対する手当の額は次のとおりとする。

- 一 理事 5,000円
 - 二 監事 10,000円
- 2 前項の手当は、理事又は監事としての勤務1日（4時間以上勤務）に対して支給する。
 - 3 前項に掲げる者に対し、同号に定める手当のほか交通に要する費用に相当する金額を支給する。
 - 4 第1項の手当は、非常勤職員として別途契約した理事に対しては適用しない。
 - 5 理事会のみに出席する場合、交通費として2000円を支給し、手当は支給しない。
 - 6 評議員会の評議員に対しては、交通費として2,000円を支給し、手当は支給しない。

(役員報酬の支給方法)

第4条 常勤の役員の報酬は、月の1日から末日までの期間につき、その月額を支給する。

- 2 前項の規定による報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が勤務を要しない日に該当するときは、その前日（その日が勤務を要しない日に該当するときは、23日）とする。

第3章 旅費

(役員及び評議員の旅費)

第5条 役員及び評議員会の評議員の旅費にあつては、役員の旅費は社会福祉法人みんな
ぎ旅費規程による。

- 2 前項の規定による評議員の旅費は、役員の旅費に準じるものとする。
- 3 常勤理事以外の理事が、入園式・卒園式等の式典に理事の立場で参列する場合は実務
とみなし、交通費の実費を旅費として支給する。

第4章 雑則

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員報酬、旅費及び退職手当並びに評議員会の
評議員の手当及び旅費に関する事項については、法令に別段の規定のある場合を除いて
は、社会福祉法人みんなぎが定める職員の例に準ずるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程の施行をもって、社会福祉法人みんなぎの役員報酬等に関する規程は廃止
する。